

公益社団法人福島県森林・林業・緑化協会特定個人情報取扱規程

第1章 総則

(目的)

第1条 この規程は、公益社団法人福島県森林・林業・緑化協会（以下「協会」という。）定款第71条及び「特定個人情報の適正な取扱いに関する基本方針」に基づき、特定個人情報の適正な取扱いに関して協会の役職員が遵守すべき事項を定め、これを実施運用することにより特定個人情報を適切に安全管理することを目的とする。

(法令等の遵守)

第2条 協会の全ての役職員は、「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号。以下「番号法」という。）、「個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号。以下「個人情報保護法」という。）」及び特定個人情報の適正な取扱いに関するガイドライン（事業者編）（以下「ガイドライン」という。）並びにこの規程を遵守し、特定個人情報の適正な取扱いを行うこととする。

2 協会が特定個人情報を取扱う業務を外部に委託する場合も、この規程の目的に従って特定個人情報の適正な安全管理を図るものとする。

(定義)

第3条 この規程における用語の定義等については、別表「用語の定義等」に定めるところによる。

(個人番号を取り扱う事務の範囲)

第4条 協会が個人番号を取り扱う事務の範囲は、次のとおりとする。

(1) 役職員に係る個人番号関係事務

- ア 給与所得、退職所得の源泉徴収票作成事務
- イ 雇用保険届出事務
- ウ 労働者災害保険法に基づく請求に関する事務
- エ 健康保険、厚生年金保険届出事務

(2) 役職員の配偶者に係る個人番号関係事務

- ア 国民年金の第三号被保険者の届出事務

(3) 役職員以外の個人に係る個人番号関係事務

- ア 報酬、賃金、料金等の支払調書作成事務
- イ 不動産の使用料等の支払調書作成事務

(取り扱う特定個人情報の範囲)

第5条 前条において個人番号を取り扱う事務で使用される個人番号及び個人番号と関連づけて管理される特定個人情報は、次のとおりとする。

- (1) 役職員又は役職員以外の個人から番号法第16条に基づく本人確認を行う際に提示を受けた本人確認書類（個人番号カード、身元確認書類等）及びこれらの写し
- (2) 税務署等の行政機関等に提出するため作成した法定調書及びこれら控え
- (3) 法定調書を作成する上で役職員又は役職員以外の者から受領する個人番号が記載された申告書等
- (4) その他個人番号と関連づけて保存される情報

第2章 安全管理措置

第1節 組織的・人的安全管理措置

(特定個人情報管理責任者)

第6条 協会に特定個人情報管理責任者（以下「管理責任者」という。）を置き、専務理事をもって充てる。

2 管理責任者は、特定個人情報が適正に取り扱われるよう、法令及びこの規程の適切な実施及び運用を図るとともに、特定個人情報事務取扱担当者を指揮・監督するものとする。

(特定個人情報事務取扱担当者及び特定個人情報事務取扱責任者)

第7条 協会に特定個人情報事務取扱担当者（以下「事務取扱担当者」という。）を置き、管理課長及び管理責任者が指名した職員をもって充てる。

2 事務取扱担当者は、特定個人情報の安全管理に十分な注意を払い事務を処理するものとする。
3 事務取扱担当者のうち管理課長を特定個人情報事務取扱責任者（以下「事務取扱責任者」という。）とする。
4 事務取扱責任者は、事務取扱担当者を総括するとともに、特定個人情報の取扱いに関する相談、苦情等の窓口業務を行うものとする。

(研修)

第8条 管理責任者は、特定個人情報が適正に取り扱われるよう、必要に応じ事務取扱担当者及び協会の役職員を対象とした研修を実施するものとする。

(取扱・運用状況の記録及び確認)

- 第 9 条 事務取扱担当者は、特定個人情報の取扱状況を別紙様式のチェックリストに基づき確認するとともに、記入済みのチェックリストを保存するものとする。
- 2 管理責任者は、特定個人情報の取扱状況について、1年に1回以上確認するものとする。

(情報漏えい等に対する通報及び調査の義務)

- 第 10 条 事務取扱担当者は、特定個人情報が外部に漏えいしていることを知った場合又はその恐れがあると気づいた場合には、直ちに管理責任者に通報しなければならない。
- 2 管理責任者は、特定個人情報の外部への漏えい等について第 1 項の規定に基づき通報を受けた場合には、直ちに事実関係を調査しなければならない。

(情報漏えいに対する報告及び対策)

- 第 11 条 管理責任者は、前条第 2 項に基づく事実関係の調査の結果、特定個人情報が外部に漏えいしていることを確認した場合には、直ちに次の各号に掲げる事項を関係機関に報告しなければならない。
- (1) 漏えいした情報の範囲
(2) 漏えい先
(3) 漏えいした日時
(4) その他調査により判明した史実
- 2 管理責任者は、関係機関と相談の上、当該漏えいについての具体的対応及び対策を講じるとともに、再発防止策を策定しなければならない。

第 2 節 物理的の安全管理措置

(特定個人情報を取扱う区域の管理)

- 第 12 条 特定個人情報の情報漏えい等を防止するため、特定個人情報ファイルを取り扱う情報システムの管理区域及び取扱区域は、管理課及び緑化推進課とする。
- 2 管理責任者は、事務取扱担当者以外の者が目に触れないよう座席配置に工夫するなど必要な安全管理措置を講ずるものとする。

(機器及び電子媒体等の盗難等の防止)

第 13 条 特定個人情報を取扱う機器、電子媒体及び書籍等の盗難又は紛失等を防止するため、次の各号に掲げる措置を講ずるものとする。

- ① 特定個人情報ファイルを取扱う情報システムを利用している機器については、セキュリティワイヤー等により固定する。
- ② 特定個人情報を取扱う電子媒体又は書籍等については、協会が保有する金庫に保管する。

(電子媒体等を持ち出す場合の漏えい等の防止)

第 14 条 特定個人情報が記録された電子媒体又は書類等の持ち出し（特定個人情報を管理区域又は取扱区域以外に移動させることをいい、協会内の移動等を含む。）は、次に掲げる場合を除き行わないものとする。

- ① 委託事務を実施するに必要と認められる範囲で事務の委託先に書類又はデータを提供する場合
 - ② 番号法第 19 条各号の規定に基づき個人番号関係事務実施者に書類又はデータを提出する場合
- 2 事務取扱担当者は、特定個人情報が記録された電子媒体又は書籍等を持ち出す場合は、封筒に封入し搬送するなど紛失、盗難等を防ぐための安全な方策を講ずるものとする。

(個人番号の削除、機器及び電子媒体等の廃棄)

第 15 条 個人番号関係事務又は個人番号利用事務を行う必要がなくなった場合で、所管法令等で定められている保管期間を経過した場合は、個人番号を速やかに復元できない手段で削除又は廃棄するものとする。

- 2 管理責任者は、事務取扱担当者又は外部委託先が特定個人情報を削除又は廃棄したことを確認するものとする。

第 3 節 技術的安全管理措置

(アクセス制御及びアクセス者の識別と認証)

第 16 条 管理責任者は、特定個人情報を取り扱う機器を特定し、その機器を取り扱う事務取扱担当者を指定するとともに、機器に標準装備されているユーザー制御機能（ユーザーアカウント機能）により情報システムを取り扱う事務取扱担当者を限定するものとする。

(外部からの不正アクセス等の防止)

第 17 条 管理責任者は、ウィルス対策ソフトウェアを導入するなど、外部か

らの不正アクセス等を防止するものとする。

(情報漏えいの防止)

第 18 条 管理責任者は、情報システム内の特定個人情報はパスワードで保護するなど、情報漏えいを防止するものとする。

第 3 章 特定個人情報等の取扱い

(特定個人情報の取得)

第 19 条 特定個人情報は、適法かつ公正な方法により取得し、偽りその他不正な手段により取得してはならない。

2 個人番号は、第 4 条に掲げる事務を処理するために必要がある場合、本人又は他の個人番号関係事務実施者若しくは個人番号利用事務実施者に提供を求めることができる。

3 本人から直接に特定個人情報を取得する場合は、本人に対し、次に掲げる事項又はそれと同等の内容の事項を、書面又はこれに代わる方法によって明示しなければならない。

(1) 特定個人情報の利用目的

(2) 保有個人データに関する次に掲げる権利の存在及び当該権利行使のための方法

ア 当該データの利用目的の通知を求める権利

イ 当該データの開示を求める権利及び第三者提供の停止を求める権利

ウ 当該データに誤りがある場合にはその内容の訂正、追加又は削除を求める権利

エ 当該データの利用の停止又は消去を求める権利

4 特定個人情報を取得する場合（新たに取得する場合を含む。）は、あらかじめ管理責任者に届出し、承認を得るものとする。

(本人確認)

第 20 条 特定個人情報の取得に際しては、番号法第 16 条、それに関する政令及び規則に基づく方法により本人確認をしなければならない。

また、代理人の場合も同様とする。

(特定個人情報の利用)

第 21 条 特定個人情報は、第 3 条に掲げる事務であって、かつ本人等から同意を得た利用目的の範囲内で利用することができる。

- 2 特定個人情報のファイルは、個人番号関係事務を処理するために必要な範囲に限り作成することができる。

(特定個人情報の管理)

第 22 条 特定個人情報は、第 4 条に定める事務の範囲内において、正確かつ最新の内容を保つよう管理に努めるものとする。

- 2 個人番号が記載された書類等及び本人確認書類等の写しについては、所管法令によって義務付けられている期間は保管（書類等の作成に当たりシステム内で保管する場合を含む。）するものとする。

(特定個人情報の提供)

第 24 条 特定個人情報は、番号法第 19 条に掲げる場合を除き第三者に提供してはならない。

- 2 前項の規定にかかわらず、協会の業務を遂行するために当該業務の一部又は全部を第三者に委託する必要がある場合には、本人等が事前承諾した利用目的の範囲内において特定個人情報等を提供できるものとする。
- 3 特定個人情報が違法に第三者提供されていることを知った本人から、その提供の停止を求められた場合であって、その求めに理由があることが判明したときには、第三者への提供を停止しなければならない。

(特定個人情報の廃棄又は削除等)

第 25 条 特定個人情報は、第 4 条に定める事務を処理する必要がなくなった場合で、所管法令で定められている保管期間を経過した場合には、速やかに廃棄又は削除しなければならない。

- 2 特定個人情報の内容が事実でないことを知った本人から、その訂正、追加又は削除（以下「削除等」という。）を求められた場合であって、その求めに理由があることが判明した時には、遅滞なく削除等しなければならない。
- 3 事務取扱責任者は、特定個人情報の廃棄又は削除等を行うに当たり、廃棄又は削除等の日、廃棄又は削除等した特定個人情報の内容及び廃棄又は削除等の方法を書面で記録し、保存しなければならない。

(特定個人情報の委託)

第 26 条 特定個人情報を取り扱う業務を第三者に委託する必要がある場合には、次に掲げる条件を満たす者に限り委託先とすることができます。

(1) 特定個人情報の安全管理措置に関し、この規程と同等以上の規程

を有し、かつその適正な運用及び実施がなされる者であること

- (2) 協会との間に、適正な内容の特定個人情報の安全管理措置に関する定めを締結し、これを遵守することが見込まれる者であること
- 2 前項の業務委託を行う場合は、事前に管理責任者の承諾を得なければならない。
- 3 協会は、業務委託先に対し、適正に安全管理措置が講じられるよう必要かつ適切な監督を行うものとする。
- 4 業務委託先は、協会の承諾を得た場合に限り、再委託することができる。

第4章 その他

(準用)

第27条 この規程に定めがない事項については、「公益社団法人福島県森林・林業・緑化協会個人情報保護規程」を準用する。

(改廃)

第28条 この規程の改廃は、理事会の決議を経て行う。

附則

この規程は、平成27年10月28日から施行する。